

## 土地に関する手続きをお忘れなく

### ●一定条件を満たす土地取引には届出が必要です

区 分		国土利用計画法に基づく届け出 <sup>*1</sup>	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届け出 <sup>*1,2</sup>
取引面積	市街化区域内	2,000㎡以上	5,000㎡以上
	市街化調整区域内	5,000㎡以上	該当しない
	非線引き都市計画区域	5,000㎡以上	10,000㎡以上
	都市計画区域外	10,000㎡以上	該当しない
取引形態	売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済など	土地を有償で譲渡しようとする場合	
届出義務者	権利取得者（買主）	権利譲渡者（売主）	
届出期限	契約締結日から2週間以内	契約する日の3週間以上前まで	
提出・問合せ先	企画政策課（☎025-520-5625）	都市整備課（☎025-520-5763）	

※1 届け出期限内に届け出を行わなかった場合や虚偽の届け出をした場合は、罰せられることがあります。

※2 上記の表に該当する要件のほか、都市計画法で決められた道路、公園などの施設の予定区域内にある土地を有償で譲渡しようとする場合も届け出が必要となることがあります。

### ●一定規模以上の開発行為には許可または事前協議が必要です

○許可が必要な開発行為（都市計画法） 甲冏都市整備課（☎025-520-5763）

区 域	開発許可が必要となる面積	都市計画区域
市街化区域	1,000㎡	上越都市計画区域
市街化調整区域	全て対象	
非線引き都市計画区域	3,000㎡	柿崎都市計画区域、妙高都市計画区域
都市計画区域外	10,000㎡	

○事前協議が必要な開発行為（上越市大規模開発行為の適正化に関する条例） 甲冏企画政策課（☎025-520-5625）

事業の区分	面積の区分		
	都市計画区域		都市計画区域外
	用途地域	用途地域以外の地域	
1 宅地の造成（2～5の事業を目的とするものを除く）	対象外	対象外	3,000㎡
2 ごみ処理施設または産業廃棄物の処理施設の設置	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡
3 一般廃棄物の最終処分場または産業廃棄物の最終処分場の設置	全て対象	全て対象	全て対象
4 スポーツ施設またはレクリエーション施設の設置	対象外	1,000㎡	1,000㎡
5 砂利、岩石、土などの採取	対象外	1,000㎡	1,000㎡

※上記の表に該当する開発行為であっても、都市計画法に基づく開発許可申請や新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱に基づく協議が必要となる開発行為などは、条例に基づく市との協議が不要となる場合があります。

### ●新潟県地価調査結果の公表

令和4年度の地価調査結果を9月21日に公表しました。公表結果は、市企画政策課や県庁のほか、県ホームページで公表しています。また、国土交通省ホームページでは、全国の地価調査結果が確認できます。



県ホームページ



国土交通省  
ホームページ

## 犯罪被害者などへの支援について考えてみませんか

11月は「被害者支援を考える月間」です。この機会に犯罪被害者などへの支援について考えてみませんか。

### ●犯罪被害者などが受ける影響

犯罪被害者などは、犯罪行為による「直接的被害」だけでなく、他者からの心ない言動や過剰な報道、経済的な困窮、心身の不調などの「二次的被害」に苦しみ、再被害への不安を抱きながら生活する場合があります。



### ●社会全体で支えましょう

無関心や無理解から行われる誹謗中傷などの「二次的被害」により、社会的に孤立してしまうこともあります。犯罪被害者などが置かれている状況を理解し、気持ちに寄り添うことで、支えになることができます。

### ●被害にあったら一人で悩まず相談を

心配なこと、不安なことなど、一人で悩まず相談してください。

☎ 問合せ…(公社)にいがた被害者支援センターの上越電話相談(☎025-522-3133)、市民安全課(☎025-520-5661)